

妊産婦の方に商品券(5,000円分)を配布します！ こんにちは赤ちゃん・プレママ臨時サポート事業

今年度、北海道では経済的な負担を軽減するため、下記の給付対象の方で申請をされた方に対して、北海道内の取扱店でご利用頂ける商品券(5,000円分)を配布いたします。

<給付対象の方>

平成27年1月1日～平成27年12月31日までの期間に「母子健康手帳」を交付された方で、申請時に北海道内に居住している方

<申請方法>

●これから母子健康手帳の交付を受ける方

母子健康手帳交付時に「商品券交付申請書」をお渡ししますので、「申請書」に必要事項を記入し返信していただくことにより、北海道から商品券が送られます。

●すでに母子健康手帳の交付を受けている方

平成27年1月1日から8月31日までに母子健康手帳を交付された方は、母子健康手帳をご持参の上、役場健康福祉課、日高総合支所地域住民課、水・くらしサービスセンター、厚賀出張所にお越しください。「商品券交付申請書」をお渡しします。申請書は平成27年12月30日まで配布します。

<申請締め切り> 平成27年12月31日まで

<商品券ご利用期間> 平成27年10月1日～平成28年1月31日

このほか、詳細は特設ホームページ (<http://www.heartful-premama-hkd.jp>) をご覧ください。

<お問い合わせ>

日高町役場健康福祉課健康づくりグループ 電話 01456-2-6183

日高総合支所地域住民課健康・介護グループ 電話 01467-6-3173

「国民のアイヌに対する理解度についての意識調査」の実施に関するお願い

平成25年に内閣府において実施した「アイヌ政策に関する世論調査」において、アイヌの人々に関し、現在は差別や偏見がなく平等であると思うか聞いたところ「平等ではないと思う」(9.2%)「どちらかというところ平等ではないと思う」(24.3%)という回答があわせて約3分の1に上っていたことから、政府において、その要因の分析、対応策を検討するための調査が実施されることとなりました。

つきましては、北海道内にお住まいの20歳以上のアイヌの方々におかれましては、調査へのご協力及び北海道外にお住まいのアイヌのご親戚や知人のご紹介をお願いいたします。

ご協力をいただける方は、公益社団法人北海道アイヌ協会までご連絡をお願いいたします。

なお、この調査は無記名で、ご協力いただく方の個人情報を目的外使用することは一切ございません。厳重に情報管理を行います。

この調査を今後のアイヌ政策の検討に役立てるため、多くの方々のご理解とご協力をお願いいたします。

(連絡先) 公益社団法人 北海道アイヌ協会
〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目
電話 011-221-0462

野焼き（ゴミ焼き）は絶対にやめましょう

日常生活や産業活動で発生する廃棄物を直接地面の上やドラム缶・ブロック囲い・素掘りの穴の中で焼却することは、廃棄物処理法で禁止されております。その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に変な迷惑となります。また、野火などの火災の原因にもなっていることから、野焼き（ゴミ焼き）は絶対にやめましょう。

廃棄物処理法により一部例外を除き、処理基準に従わない廃棄物の焼却は禁止されており、罰則の対象となります。

- 廃棄物の焼却・投棄禁止違反(一般)：5年以下の懲役 1,000万円以下の罰金、又はこの併科
- 廃棄物の焼却・投棄禁止違反(法人)：3億円以下の罰金

なお、上記の詳細については、日高町役場住民課(01456-2-6182)、日高総合支所地域経済課(01457-6-2014)、平取町外2町衛生施設組合(01457-2-2024)にお問い合わせください。

合同行政相談所を開設します

10月19日(月)から25日(日)は「秋の行政相談週間」です。

行政相談は、役所の仕事についての苦情や意見要望などをお聞きし、相談員が住民と役所の間で立て、その解決を図るものです。また、日常生活での悩みごとや家庭での諸問題などをお聞きする「心配ごと相談」(門別地区のみ)も合同で行われます。

相談は無料で、秘密は厳重に守られます。お気軽にご相談ください。

- 日時・場所
門別地区 ▽10月22日(木) 10時00分～12時00分 厚賀出張所 2階会議室
13時00分～15時00分 門別公民館 第2研修室
▽10月23日(金) 10時00分～12時00分 富川公会堂 小会議室
日高地区 ▽10月22日(木) 10時00分～15時00分 サン・ポッケ 小会議室

●担当相談員 行政相談員・人権擁護委員・民生委員

- ▼お問い合わせ 日高町役場 住民課 住民グループ 電話 01456-2-6182
日高総合支所 地域住民課 総務・税務・住民グループ 電話 01457-6-2001

9月5日(土)から11月3日(火・祝)までは「秋のヒグマ注意特別期間」です

ヒグマに注意

不幸な事故を防ぐために大切なこと



☆ヒグマに出会わないことが一番☆

音を出しながら歩きましょう

山にひとりで入らない。しゃべりながら歩く。鈴をつける。手をたたく。ヒグマの耳や鼻は人よりもはるかによいので、先に気がついてさけてくれるはずですが。

うす暗いときは山に入らないようにしましょう

人もヒグマもまわりの様子が見えにくく、ぼったりと出会ってしまうかもしれません。

ヒグマのフンや足あとなどを見つけたら、すぐに引きかえしましょう

少しでもヒグマの気配を感じたら、いつでも引きかえせる勇気が大切です。

☆ゴミはヒグマを呼びよせます☆

ぜったいゴミを捨てない!! ゴミはすべて持ちかえりましょう

残飯、生ゴミなどはヒグマにとってごちそうです。たとえ、土に埋めてもするどい鼻ですぐにかぎつけます。ゴミの味をおぼえるとそれを目当てにくり返し出てくるので、後からその場所に来る人を危険におとし入れることとなります。

動物の死体を見つけたら、その場所からはなれましょう

エゾシカなどの死体を見つけたら、近よらずにその場をはなれてください。ヒグマは動物の死体を食べることもあるので、近くにヒグマがかくれているかもしれません。

【お問い合わせ】 日高振興局 保健環境部 環境生活課 自然環境係 電話 0146-22-9254